

# 長野県棚田地域振興計画

令和2年3月27日

## 第1 棚田地域の振興の目標

長野県には、農林水産省の「日本の棚田百選」に認定された16か所の棚田をはじめ、広い県土に多くの魅力的な棚田がある。棚田は、農作物の生産の場だけでなく、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、県民全体の財産である。

しかし、棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少が著しく、耕作放棄される棚田が増加しており、営農の継続や生産基盤の維持管理が難しくなっている。

一方、県内には、棚田オーナー制度や体験学習等を活用し、棚田の保全を図っているところや、美しい景観を利用した観光拠点として、地域の振興を図っているところもあり、棚田は、地域振興の核となる大きな可能性を有している。

このため、本計画は、貴重な県民の財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、棚田地域の振興に当たっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

## 第2 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興に当たっては、関連する次の施策の積極的な活用を図るものとする。

その際、各府省庁の制度や仕組みについて情報収集・把握し、棚田地域振興コンシェルジュと連携を図りながら、市町村や協議会等に対して十分に情報提供を行うものとする。

#### (1) 移住・定住の促進やつながり人口(関係人口)の創出・拡大に資する施策

棚田地域では、少子高齢化や担い手の減少により、棚田及び集落の機能維持が課題となっている。そこで、棚田の保全等に向けた都市住民や若者などの移住・定住を促進し、新たな担い手を確保するため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、半農半Xなど「農ある暮らし」の勧めや地域の魅力発信によるつながり人口(関係人口)の創出・拡大に取り組む。

更に、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や働く場を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することに加え、人と人との絆を育む地域のサポート体制づくりにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

( 2 ) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが多く開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

( 3 ) 棚田景観等、文化財の保存・活用に資する施策

国の重要文化的景観に選定されている「姨捨の棚田」のように、棚田は、地域の生活・生業・風土を表徴する景観地としての価値を有する文化財でもある。このため、景観法や関連法令との整合を図り、棚田の美しい景観を維持するとともに、文化財として保存・活用するための施策の活用を図る。

( 4 ) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、人・農地プランの実質化を通じて、地域の特性を活かした棚田活用の方向性を明確化するとともに、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域農業直接支払事業、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田で生産される棚田米などについては、ブランド化のほか加工による高付加価値化を促進し、農業所得の向上による棚田地域の活性化を図る。

( 5 ) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域は、地すべりが発生しやすい地域であるため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

( 6 ) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は、観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、観光資源の魅力向上や観光業の人材育成に資する施策の活用を図る。また、棚田周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

( 7 ) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策に資する施策

棚田地域は、水辺や山林など豊かな自然環境を活かした農林業が営まれることで多様な生物が生息・生育し、貴重な生態系が維持されてきたことから、自然環境との調和に配慮していく。そのため、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など、自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域は、深刻な鳥獣被害を抱えていることから、鳥獣侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣被害対策に資する施策の活用を図る。

## 2 県独自の支援施策

### (1) 信州棚田ネットワーク

本県では、平成31年4月、棚田保全団体等の情報の共有化を図り、信州の棚田の魅力を効果的に発信する「信州棚田ネットワーク」を設立し、県内外の棚田ファンを増やすとともに、多様な主体の連携・協力を促進して、棚田の保全と活性化に繋げることにした。このネットワークを一つのきっかけに、様々なイベントや企業・学校等との連携を通して、棚田地域と県内外の地域との交流を増加させ、棚田地域全体の活性化が図られるよう取り組んでいく。

今後も、県内保全団体等の会員増加を図るとともに、信州棚田ネットワーク推進事業により、専用ホームページの充実や企業等へのPRを実施する。

### (2) ふるさと信州棚田支援事業

棚田地域の保全活動や都市と農村との交流活動を促進するため、今後もふるさと信州棚田支援事業を通じて、棚田オーナー制度や体験イベントなどの取組を支援する。

### (3) 信州の農業資産魅力発信事業

県内の棚田の美しい景観、人々の営みの歴史や物語などの魅力を県内外に広くPRするとともに、観光資源や学びの教材として活用する取組を支援する。

### (4) 基金事業の活用

棚田の保全及び棚田地域の振興を図る事業として、中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「ふる水・棚田基金」という。）を活用する。

### (5) 棚田カードの配布

地域外からの棚田への来訪を促し、棚田が持つ多様な魅力と、棚田を維持保全する取組に対する理解を深めるため、全国的な取組として進められている棚田カードの作成・配布を推進する。

### (6) 企業との連携促進

企業が、社会貢献等の一環として棚田の保全活動に取り組めるよう、「信州棚田ネットワーク」を活用して、棚田と企業のマッチングを進める。

## 3 県における推進体制

### (1) 長野県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して、分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の関係部局で構成する「長野県棚田地域振興連絡会議」を設置し、棚田地域の振興に関する情報共有、連絡調整を行うなど、十分な連携を図る。

### (2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など、棚田地域の振興に関する窓口については、農政部農地整備課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

#### 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、県内の棚田地域において横展開を図る。また、県内の棚田地域に関する情報を、国内外に広く周知することによって、交流人口・つながり人口（関係人口）の増加を図る。

周知については、「信州棚田ネットワーク」のホームページを活用するほか、案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行う。

### 第3 棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた次の指定基準に従い、関係市町村等と綿密に連携しながら、選定することとする。

##### (1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる地域

###### ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

###### イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

##### (2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

なお、指定申請を行わなかった棚田地域においても、中山間地域農業直接支払交付金やふる水・棚田基金等を活用しながら、農業生産活動や棚田の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていく。

#### 2 選定の方法

原則として、棚田地域振興法第7条第3項の規定による申請の提案があった地域を対象とし、選定に当たっては、「長野県棚田地域振興連絡会議」の構成員に意見を聴取する。